

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山中益敏

| | | | | |
|---------------------------|--|----------|--|-------|
| 年 月 日 | 令和3年4月1日 | | | |
| 年会費名 | 新生奈良研究会 年会費 | | | |
| 相手方 | 株式会社 奈良新聞社 新生奈良研究会 | | | |
| 年会費支払目的 | 県内外の各界の専門家、有識者らを招いて研修・意見交換を行い、見識を深める。 | | | |
| 按分率の説明 | 75% (懇談会の費用を除く) | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <p>◆本会の活動内容 令和3年7月29日 7月例会 講師：本田 悦朗「日本経済再生への道－コロナ禍を超えて－」講演会が行われる。</p> <p>令和3年10月12日 10月例会 講師：荒井 正吾「コロナに負けない奈良を創る」講演会が行われる。</p> <p>◆本会の活動頻度 令和3年7月29日・令和3年10月12日の例会に参加。</p> <p>◆効果等について 各界の著名人の講演をお聞きし、見識を深めることが出来、議会活動に活かしていく。</p> | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 年会費 | 30,000 円 | (令和3年4月～令和3年9月分) 60,000 円×6ヶ月/12ヶ月 | 1 |
| | 年会費 | 30,000 円 | (令和3年10月～令和4年3月分) 60,000 円×6ヶ月/12ヶ月 | 80 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 60,000 円 (60,000 円×75% = 45,000 円を充当) | | | |
| 備考 | 添付資料：規約、講演会資料 | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。
- 第4条 広報 この会で論議され、提案された内容は、奈良新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などでの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良新聞社内に設置する。

(令和元年5月5日改訂)

以上

新生奈良研究会7月例会

謹啓

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、7月例会は元大蔵官僚、元内閣官房参与の本田 悦朗氏を講師にお迎えして、「日本経済再生への道—コロナ禍を超えて—」と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中と存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白

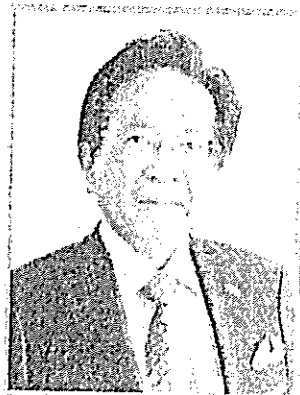
令和3年7月吉日

新生奈良研究会 事務局

奈良新聞社 企画部営業課 奈良市法華寺町2番地の4 ☎0742-32-2115

記

- 1.日 時：令和3年 7月29日(木) 14:00～15:30 講演会
- 2.会 場：奈良ロイヤルホテル
(奈良市 法華寺町254-1 ☎0742-34-4363)
- 3.講 師：元内閣官房参与(経済政策担当) 本田 悦朗氏
- 4.テ ー マ：「日本経済再生への道
—コロナ禍を超えて—」
- 5.講師略歴：本田 悦朗 (ほんだ えつろう)



【プロフィール】

- 昭和30年 和歌山県出身
- 昭和53年 東京大学法学部卒業
- 昭和53年 大蔵省(現 財務省) 入省
- 平成12年 在ニューヨーク財務省事務所長
- 平成20年 欧州復興開発銀行日本代表理事
- 平成23年 財務省政策評価審議官
- 平成24年 静岡県立大学教授
- 平成24年 内閣官房参与(経済政策担当)
- 平成28年 スイス駐劄特命全権大使

7 月 例 会

☆本日のスケジュール 14:00～15:30 講演会

講 師 元内閣官房参与・経済政策担当

本田 悦朗氏

テーマ 「日本経済再生への道～コロナ禍を超えて～」

【プロフィール】

| | |
|-------|----------------|
| 昭和30年 | 和歌山県出身 |
| 昭和53年 | 東京大学法学部卒業 |
| 昭和53年 | 大蔵省(現 財務省) 入省 |
| 平成12年 | 在ニューヨーク財務省事務所長 |
| 平成20年 | 欧州復興開発銀行日本代表理事 |
| 平成23年 | 財務省政策評価審議官 |
| 平成24年 | 静岡県立大学教授 |
| 平成24年 | 内閣官房参与(経済政策担当) |
| 平成28年 | スイス駐箚特命全権大使 |

MEMO

新生奈良研究会・阪奈政経文化懇話会・現代奈良研究会・なら21くらぶ

奈良新聞政経懇話会10月合同例会

謹啓

立秋の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月例会は荒井 正吾 知事を講師にお迎えして、「コロナに負けない奈良を創る」と題しご講演いただきます。

諸事ご多用中と存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席賜りますよう、ここにご案内申し上げます。

謹白

令和3年9月吉日

奈良新聞政経懇話会 事務局

奈良新聞社 企画部事業課 奈良市法華寺町2番地の4 ☎0742-32-2115

記

- 1.日 時：令和3年 10月12日(火) 13:00~14:30 講演会
- 2.会 場：奈良ホテル
(奈良市高畑町1096 ☎0742-24-3300)
- 3.講 師：奈良県知事 荒井 正吾 氏
- 4.テ ー マ：「コロナに負けない奈良を創る」
- 5.講師略歴：荒井 正吾 (あらい しょうご)



生年月日 昭和20年 1月18日(76歳)

【学 歴】 昭和38年 3月 奈良女子大学附属高校卒業
昭和43年 3月 東京大学法学部卒業
昭和47年 6月 米國シラキューズ大学マックスウェル
行政大学院を卒業
(昭和47年行政学修士を取得)

【職 歴】 昭和43年 4月 運輸省入省
昭和57年 4月 OECD日本政府代表部参事官
平成 5年 6月 運輸省 観光部長
平成 8年 6月 同 鉄道局次長
平成 9年 6月 同 自動車交通局長
平成11年 7月 海上保安庁長官
平成13年 7月 第19回参議院議員選挙初当選
(奈良県選挙区)
平成15年 9月 外務大臣政務官
平成19年 5月 奈良県知事(1期目)
平成23年 5月 奈良県知事(2期目)
平成27年 5月 奈良県知事(3期目)
令和元年 5月 奈良県知事(4期目)

10 月 例 会

令和3年10月12日(火)
於：奈良ホテル

☆本日のスケジュール 13時～14時30分 講演会

講 師 奈良県知事 荒井 正吾 氏

テーマ 「コロナに負けない奈良を創る」

略 歴 昭和 20 年 /1945 年 1 月 1 8 日 生 ま れ (7 5 歳)
昭和 38 年 /1963 年 奈 良 女 子 大 学 附 属 高 校 卒 業
昭和 43 年 /1968 年 東 京 大 学 法 学 部 卒 業 運 輸 省 入 省
昭和 47 年 /1972 年 米 国 シ ラ キ ュ ー ス 大 学 マ ッ ク ス ウ ェ ル 行 政 大 学 院 を 卒 業
(行 政 学 修 士 を 取 得)
昭和 57 年 /1982 年 O E C D 日 本 政 府 代 表 部 参 事 官
平成 05 年 /1993 年 運 輸 省 観 光 部 長
平成 06 年 /1994 年 同 鉄 道 局 審 議 官
平成 09 年 /1997 年 同 自 動 車 交 通 局 長
平成 11 年 /1999 年 海 上 保 安 庁 長 官
平成 13 年 /2001 年 第 1 9 回 参 議 院 議 員 選 挙 初 当 選 (奈 良 県 選 挙 区)
平成 15 年 /2003 年 外 務 大 臣 政 務 官
平成 19 年 /2007 年 奈 良 県 知 事 (1 期 目)
平成 23 年 /2011 年 奈 良 県 知 事 (2 期 目)
平成 27 年 /2015 年 奈 良 県 知 事 (3 期 目)
令和元年 /2017 年 奈 良 県 知 事 (4 期 目)

MEMO

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 山中 益敏

| | | | | |
|---------------------------|--|----|----|-------|
| 年 月 日 | 令和4年3月31日 | | | |
| 年会費名 | 森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 | | | |
| 相手方 | 森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 | | | |
| 年会費支払目的 | 活力ある森林づくりと林業活性化 | | | |
| 按分率の説明 | 100% すべて政務活動 | | | |
| 活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと | <ul style="list-style-type: none"> ◆本会の活動内容 森林・林業・林産業活性化について市町村への議連結成に向けた働きかけを行う。 ◆本会の活動頻度 必要に応じて総会等を開催 ◆効果等について 林産業等の活性化を推進した。 | | | |
| 経費 | 項目 | 金額 | 内容 | 領収書番号 |
| | 別紙参照 | | | 79 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合計 2,980 円 50,660 円 ÷ 17 人 = 2,980 円を充当 | | | |
| 備考 | 添付資料：森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書、規約 | | | |

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟（略称：森林連盟）「以下（連盟）という。」と称し、事務局を奈良県議会内に置く。

(目的)

第2条 本連盟は、活力ある森林づくりと林業活性化を目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 森林・林業施策に関する調査・研究
- 2 森林・林業施策に関する提言
- 3 森林・林業施策の促進に関すること
- 4 その他、第2条の目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 本連盟は、目的に賛意を表する奈良県議会議員をもって構成する。

(役員)

第5条 連盟に、次の役員を置く。

会 長 1名
副 会 長 1名
幹 事 長 1名
幹 事 数名
監 事 1名

- 2 会長は、議員連盟を代表する。
- 3 監査は、議員連盟の会計を監査する。

(役員を選任)

第6条 役員は、会員の中から互選する。

(役員任期)

第7条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(総会の招集)

第8条 連盟の総会は、必要に応じて会長が招集する。

第9条 連盟の会議は、出席者の過半数の同意をもって議事を決定する。

第10条 連盟に顧問を置くことがある。

2 顧問は、会長が委嘱する。

第11条 連盟の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 会費は、月額1,000円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

第13条 連盟の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日終わるものとし、事業年度毎に予算及び決算の承認を総会で受けなければならない。

第14条 本規約に定めのない事項は、幹事会において、協議のうえ定める。

付 則

この規約は、平成19年7月2日から施行する。

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟 会計報告書
(令和3年度)

収入の部

(単位：円)

| 項目 | 収入済額 | 説明 |
|----------------|---------|--|
| 前年よりの繰越金 | 194,931 | 前期残高(令和3年3月31日現在) |
| 会費 @ 1,000円 | 209,000 | (R3.4~R3.6) 1,000円×18人×3ヶ月 = 54,000円 (R3.7~R3.10) 1,000円×17人×4ヶ月 = 68,000円 (R3.11~R3.12) 1,000円×18人×2ヶ月 = 36,000円 (R4.1~R4.3) 1,000円×17人×3ヶ月 = 51,000円 延べ 209人 |
| 利息 | 2 | R3.8.23:1円 R4.2.21:1円 |
| 合計 | 403,933 | |

支出の部

(単位：円)

| 項目 | 支出済額 | 説明 |
|-----|--------|--|
| 返還金 | 13,820 | 中川議員辞職に伴う返還 R1.7~R3.6分会費 月額1,000円 |
| 返還金 | 16,850 | 国中議員逝去に伴う返還 R1.7~R3.12分会費 月額1,000円 |
| 負担金 | 50,660 | 森林・林業・林産業活性化促進地方議員連盟全国連絡会議 令和3年度年会費 年会費50,000円+振込手数料660円 |
| 合計 | 81,330 | |

差引残高 322,603円

令和4年3月31日

会長 田中 惟允

充当額 = 50,660円 ÷ 17人 = 2,980円

森林・林業・林産業活性化促進奈良県議会議員連盟名簿

令和4年3月7日現在

| 職名 | 氏名 | 選挙区 | 備考 |
|-----|--------|---------|--------|
| 会長 | 田中 惟允 | 宇陀市・宇陀郡 | 自由民主党 |
| 副会長 | 山中 益敏 | 奈良市・山辺郡 | 公明党 |
| 幹事長 | 浦西 敦史 | 吉野郡 | 創生奈良 |
| | 川口 延良 | 天理市 | 自民党 絆 |
| | 疋田 進一 | 奈良市・山辺郡 | 無所属 |
| | 亀甲 義明 | 橿原市・高市郡 | 公明党 |
| | 池田 慎久 | 奈良市・山辺郡 | 自由民主党 |
| | 西川 均 | 葛城市 | 自民党 奈良 |
| | 乾 浩之 | 北葛城郡 | 自民党 奈良 |
| | 大国 正博 | 奈良市・山辺郡 | 公明党 |
| | 荻田 義雄 | 奈良市・山辺郡 | 自民党 奈良 |
| | 岩田 国夫 | 天理市 | 自民党 奈良 |
| | 和田 恵治 | 桜井市 | 創生奈良 |
| | 秋本 登志嗣 | 五條市 | 自民党 奈良 |
| | 今井 光子 | 北葛城郡 | 日本共産党 |
| | 山本 進章 | 橿原市・高市郡 | 創生奈良 |
| | 川口 正志 | 御所市 | 創生奈良 |

計17名

役員：会長1名、副会長1名、幹事長1名、幹事数名、監事1名

顧問：置くことがある（会長が委嘱）

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 山中 益 敏

| | | | | | |
|-------------------------|--|--------------------------------------|-------------|-------|-------|
| 年 月 日 | 令和3年4月10日・他 (令和3年4月1日～令和4年3月31日(12ヶ月)) | | | | |
| 表題 | 奈良県議会議員 山中益敏のホームページ | | | | |
| 対象者 | インターネット利用者 | | | | |
| 開設目的 | 適宜、議会報告等を行い、意見、要望等を求める | | | | |
| 按分率の説明 | 按分率 50% その理由 (政党等へのリンク) | | | | |
| 内容 | 政治活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等 | | | | |
| ホームページ 制作等に要した 経費 | 項目 | 支払先 | 金額 | 金額の積算 | 領収書番号 |
| | 維持管理費 | 奈良新聞 コミュニケーションズ | 月額 12,960 円 | 管理料 | 4・他 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | ※全て50%充当 合計 12,960円×50%×12ヶ月=77,760円 | | | |
| 備考 | ホームページアドレス : http://www.yamanaka-masutoshi.com 添付資料 ホームページ作成・保守費用の契約書 | | | | |

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

シャープビジネスローンお申込みの内容

シャープファイナンス株式会社
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13
申込年月日 20 年 月 日

申込者情報
 申込者名: 奈良市東九条町202-61
 住所: 奈良市東九条町202-61
 代表者名: 山中益敏
 代表者住所: 奈良市東九条町202-61
 代表者生年: 1944年 月 日
 代表者性別: 男
 代表者職: 代表取締役
 代表者印: (印)
 代表者印: (印)
 代表者印: (印)
 代表者印: (印)
 代表者印: (印)
 代表者印: (印)

| 商品名・役務 | 機種名・型式 | メーカー | 数量 | 金額 |
|--------|------------|----------|----|---------|
| 1 | コンピュータシステム | NEC EXPO | 1 | 540,000 |
| 2 | プリンター | EPSON | 1 | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| ① | | | | |

お勤め先
 会社名: シャープ株式会社
 所在地: 大阪府大阪市
 勤務先住所: 大阪府大阪市
 勤務先電話番号: 06-6644-1111
 勤務先支店名: シャープ株式会社
 勤務先部署名: 営業部
 勤務先役職名: 代表取締役
 勤務先勤務年数: 30年
 勤務先勤務年数(自営): 30年
 勤務先勤務年数(パート): 0年
 勤務先勤務年数(アルバイト): 0年
 勤務先勤務年数(その他): 0年
 勤務先勤務年数(その他): 0年

返済計画
 支払期間: 20 年 3 月 至 20 年 12 月
 毎月返済額: 46,000円
 支払回数: 12回
 支払方法: □口座振替

商品設置場所
 (お申込住所と異なる場合)
 □口座振替

お客様へのお知らせ
 1. 契約が成立した場合は、3枚目の契約書および4枚目の口座振替依頼書に押印願います。
 2. □口座振替の場合は、必ずお支払いの3日前までには、ご利用の預金口座へご入金願います。
 3. □お申込みいただいた内容について数日中に当社より確認の電話を差し上げます。

お勤め先
 会社名: シャープ株式会社
 所在地: 大阪府大阪市
 勤務先住所: 大阪府大阪市
 勤務先電話番号: 06-6644-1111
 勤務先支店名: シャープ株式会社
 勤務先部署名: 営業部
 勤務先役職名: 代表取締役
 勤務先勤務年数: 30年
 勤務先勤務年数(自営): 30年
 勤務先勤務年数(パート): 0年
 勤務先勤務年数(アルバイト): 0年
 勤務先勤務年数(その他): 0年
 勤務先勤務年数(その他): 0年

返済計画
 支払期間: 20 年 3 月 至 20 年 12 月
 毎月返済額: 46,000円
 支払回数: 12回
 支払方法: □口座振替

商品設置場所
 (お申込住所と異なる場合)
 □口座振替

お客様へのお知らせ
 1. 契約が成立した場合は、3枚目の契約書および4枚目の口座振替依頼書に押印願います。
 2. □口座振替の場合は、必ずお支払いの3日前までには、ご利用の預金口座へご入金願います。
 3. □お申込みいただいた内容について数日中に当社より確認の電話を差し上げます。

販売店
 名称: シャープファイナンス株式会社
 住所: 大阪府大阪市
 電話: TEL (0742) 35-2322
 FAX: FAX (0742) 35-2346

販売店
 名称: シャープファイナンス株式会社
 住所: 大阪府大阪市
 電話: TEL (0742) 35-2322
 FAX: FAX (0742) 35-2346

特約事項
 シャープファイナンスお問合せ窓口
 〒630-8686 奈良市法華寺町2番地4
 株式会社奈良新聞コミュニケーションズ
 TEL (0742) 35-2322
 FAX (0742) 35-2346

契約事項

注文者(以下、甲という)と納入者(以下、乙という)とは、甲乙間のコミュニケーションシステム等の制作(以下「本業務」という)に関する取引について、以下のとおり契約(以下、「本契約」という)を締結します。

第1条(目的)

本契約は、甲が乙に対して発注する本業務に関する取引について、その基本条件を定めたもので、契約の履行に当たっては、甲、乙ともに信義に期し誠実にこれを履行するものとします。

第2条(業務内容)

乙が甲に提供する業務は下記の通りとします。

1. 甲より与えられた原稿・資料(写真・パンフレット・チラシ等)やヒアリング情報に基づき、WEBサイトの企画・設計、デザイン、(X)HTML制作、コミュニケーションシステム(データベース・運動コンテンツ管理システム)等の導入
2. 既存の写真・画像等のスキャン(デジタルライズ)
※1サイトあたりの上限:20枚
3. 紙データ(原稿・資料)のデジタルデータ化
※1ページあたりの上限:800文字
4. メールフォームの設置
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトにつき1つ
5. メールアカウントの発行
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトあたりの上限:10アカウント
6. レンタルサーバ
(携帯コミュニケーションシステムは除く)
※1サイトあたりの上限:100MB

上記はコミュニケーションシステム内での提供内容とし、以下に定める内容(オプション)については有料とし、別途見積りの上、ご相談させていただきます。

- (1)掲載文章の作成(ライティング)
 - (2)掲載文章の変更、追加
 - (3)掲載写真の撮影
 - (4)掲載写真の変更、追加
 - (5)デザイン・レイアウトの変更、追加
 - (6)新規ページの追加
 - (7)イラスト・似顔絵作成
 - (8)CIロゴデザイン
 - (9)コピーライティング
 - (10)システム、プログラム(CGI・PHP等)の開発及び設置
 - (11)リッチメディア(FLASH・動画等)の作成
 - (12)独自ドメインの取得
 - (13)公開後のページ更新、追加、修正、削除
 - (14)更新システムへの代行入力
 - (15)メールアカウントの追加発行
 - (16)サーバ容量の追加
 - (17)パソコン等の構築及び初期設定
 - (18)インターネットの接続
 - (19)メール(アカウント)の初期設定
- 尚、上記プラン以外または定めのないものについては別途契約とします。

第3条(デザインに関する取扱い)

1. 提出するデザインは、トップページ(第一階層)と第二階層、第三階層、それぞれ別々に原則とします。
2. 甲が了承したデザインに関して、後に変更を希望する場合には、乙は別途料金を加算するものとします。
3. 変更業務が生じた場合、乙は制作期間を延長することができるものとします。

第4条(制作途中の解約とその費用)

1. 本契約の申込後の取消や修正については、乙が申込を受け付け、本業務に着手した後は原則として行えないものとします。ただし、止むを得ない理由で甲が解約を希望する場合は、その理由を速やかに乙に対して通知し承諾を得なければならないものとし、制作途中までの費用を乙に対し支払わなければならないものとします。

2. 乙の都合により、事由を問わず契約を途中で解約出来るものとします。その場合の制作料金は発生しないものとします。
3. 制作完了後の返品・キャンセルは一切出来ないものとします。
4. 制作途中の解約による規定損害金については、以下各号について定めるものとします。
 - (1)甲が乙の制作者と打合せ後、甲の申し出によりキャンセルする場合、乙は第5条1項に定める申込金を返却しないものとします。
 - (2)甲が、乙による制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払わなければならないものとします。
 - (3)本契約の失効後においても、第4条4項(1)(2)はその効力を有するものとし、甲に対する乙の規定損害金請求権の行使を妨げないものとします。

第5条(契約費用の支払時期及び方法)

1. 甲は、本契約締結後、1週間以内に申込金を支払うものとします。
2. 乙は申込金の受領をもって制作業務に着手するものとします。
3. 甲は、本契約に係る代金を、成果物納入時に実施される動作確認完了後、遅滞なく乙所定の方法で支払うものとします。以下各号についても定めるものとします。
 - (1)消費税及び支払に關する手数料は、甲の負担とします。
 - (2)甲の支払方法が、乙が指定した信託会社を利用する場合、信託会社の規定に基づき信託会社との契約及び支払いを行うものとします。乙は、甲と信託会社の契約後、その契約に關して関与しないものとします。
 - (3)乙の業務開始後、甲の要求により、第2条1項~6項に定める業務以外の追加作業が発生する場合、当該作業に係る費用を別途請求できるものとします。
 - (4)成果物納入前であっても、WEBサイト及びメールサーバの稼働を必要とする場合、甲は当月よりレンタルサーバ契約等に係る費用を支払うものとします。
 - (5)甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要した代金全額を請求することができるものとします。

第6条(甲の役割分担)

- 甲は本業務の遂行に当たり、次の各号に定める役割を分担するものとします。
1. WEBサイト制作に必要な原稿・資料等の提出
 2. 乙から要請された制作打合せへの参加
 3. 乙から要請された中間成果物の確認作業
 4. その他、本契約で定める各事項及び乙が要請した作業への協力

第7条(成果物の納品)

1. 乙が甲に成果物の納品を行う前に、甲はインターネット上で成果物の確認をするものとします。成果物確認依頼の費用は、乙がメール等の手段によって甲に通知するものとします。
2. 甲は、成果物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとします。
3. 甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行うものとします。
4. 確認依頼通知の受領後7日以内に乙への連絡が無い場合は、甲により成果物の内容が承認されたものとします。
5. 甲の確認通知を乙が受領後、インターネット上の所定のアドレスにて公開し、成果物としてCD等のメディアにて納品するものとします。

第8条(成果物の返品・再作成)

1. 成果物の返品・再作成については、乙の責に帰するもの以外に交付をしないものとし、乙の責に帰するものについては乙の負担にて再作成を行うものとします。

2. 甲の原入力や誤記に起因する間違いについては、再作成ではなく、新規の申込として受け付け、乙は甲に乙所定の料金を請求できるものとします。
3. デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるものとします。

第9条(品質保証)

乙は成果物の納品前に表示および動作確認を行うものとします。保証する表示および動作環境は別途仕様書に記載するものとします。

第10条(著作権)

1. 成果物及びコミュニケーションシステムの著作権は乙に帰属し、甲は乙より、成果物及びコミュニケーションシステムのライセンス使用権を得るものとします。ただし、既存プログラム等を利用する場合、その著作権はプログラム作成者(会社・団体・個人)に帰属し、甲はそれらライセンス使用権を得るものとします。
2. 乙が甲に納品するのは完成物((X)HTML、GIF、JPG、ファイル等)のみとなり、制作時のデザインファイル(Photoshop、Illustrator、Fireworksファイル等)やコミュニケーションシステム・プログラム(お問い合わせフォーム、ショッピングカート等)は譲渡しないものとします。
3. 甲は成果物を販売、レンタル、リース、貸与、再許諾、譲渡またはその他の方法で再頒布しないものとします。

第11条(禁止事項)

- 乙は、次のいずれかに該当した時(またはその恐れのある時)は甲の依頼を承認しない場合があるものとします。
1. 作成依頼内容に、虚偽の記載があったとき
 2. 競争中掲載等の掲載依頼があったとき
 3. 非合法あるいは不適切と判断されたとき
 4. その他乙が契約にあたり不適切と判断したとき

乙は、契約後であっても甲が前項の何らかに該当することが判明した場合、契約を取り消すことができ、その時点までに要した代金を甲に請求出来るものとします。

第12条(個人情報の保護)

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法の規定を遵守し、個人情報の保護に努めなければならないこととします。

第13条(機密保持)

甲および乙は、本契約または個別契約に關連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の秘密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないこととします。

第14条(責任制限)

乙は、制作物等または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わないものとします。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わないものとします。

第15条(免責)

いずれの当事者もストライキ、暴動、火災、暴落、天災、戦争、政府の行為、予想を超えたコンピュータウィルスの発生もしくはその他当事者のコントロールを超えた原因により生じた契約不履行もしくは契約履行遅延に關して責任を負わないものとします。

第16条(協議)

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じた場合には、その都度、甲乙双方協議をもって協議し、円滑解決を図るものとします。

630-8144

奈良県奈良市東九条町202-61

山中益敏事務所 御中

(6201E0003809) 00091-00091

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

ご利用の内容

ご利用方式 : 立替払契約

| | | | |
|--------|---|-------|--------------|
| お支払日 | 毎月 3 日 | お支払方法 | 口座振替 |
| ご契約日 | 19 年 6 月 20 日 | お借番 | 6201E0003809 |
| 商品名 | コンピュータソフト ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。 | | |
| お支払期間 | 19 年 8 月 3 日 23 年 5 月 3 日 | | |
| お支払合計額 | 622,080円 | | |

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示していません。

| | | |
|---------|---|-----------|
| 南都銀行 | 支店 | 口座番号***** |
| 預金種別 普通 | 口座名義人 ヤマナカ マストラ | |
| お取扱店 | 株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ TEL 0742-35-2322 | |

お支払明細

作成日 19 年 6 月 25 日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
 ご確認のうえ申込書とあわせてご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

| お支払回数 | お支払年・月・日 | お支払金額 | お支払後の残高 |
|-------|---------------|---------|---------|
| 1 | 19 年 8 月 3 日 | 38880円 | 583200円 |
| 2 | 19 年 9 月 3 日 | 129600円 | 570240円 |
| 3 | 19 年 10 月 3 日 | 129600円 | 557280円 |
| 4 | 19 年 11 月 3 日 | 129600円 | 544320円 |
| 5 | 19 年 12 月 3 日 | 129600円 | 531360円 |
| 6 | 20 年 1 月 3 日 | 129600円 | 518400円 |
| 7 | 20 年 2 月 3 日 | 129600円 | 505440円 |
| 8 | 20 年 3 月 3 日 | 129600円 | 492480円 |
| 9 | 20 年 4 月 3 日 | 129600円 | 479520円 |
| 10 | 20 年 5 月 3 日 | 129600円 | 466560円 |
| 11 | 20 年 6 月 3 日 | 129600円 | 453600円 |
| 12 | 20 年 7 月 3 日 | 129600円 | 440640円 |
| 13 | 20 年 8 月 3 日 | 129600円 | 427680円 |
| 14 | 20 年 9 月 3 日 | 129600円 | 414720円 |
| 15 | 20 年 10 月 3 日 | 129600円 | 401760円 |
| 16 | 20 年 11 月 3 日 | 129600円 | 388800円 |
| 17 | 20 年 12 月 3 日 | 129600円 | 375840円 |
| 18 | 21 年 1 月 3 日 | 129600円 | 362880円 |
| 19 | 21 年 2 月 3 日 | 129600円 | 349920円 |
| 20 | 21 年 3 月 3 日 | 129600円 | 336960円 |
| 21 | 21 年 4 月 3 日 | 129600円 | 324000円 |
| 22 | 21 年 5 月 3 日 | 129600円 | 311040円 |
| 23 | 21 年 6 月 3 日 | 129600円 | 298080円 |
| 24 | 21 年 7 月 3 日 | 129600円 | 285120円 |
| 25 | 21 年 8 月 3 日 | 129600円 | 272160円 |
| 26 | 21 年 9 月 3 日 | 129600円 | 259200円 |
| 27 | 21 年 10 月 3 日 | 129600円 | 246240円 |
| 28 | 21 年 11 月 3 日 | 129600円 | 233280円 |
| 29 | 21 年 12 月 3 日 | 129600円 | 220320円 |
| 30 | 22 年 1 月 3 日 | 129600円 | 207360円 |
| 31 | 22 年 2 月 3 日 | 129600円 | 194400円 |
| 32 | 22 年 3 月 3 日 | 129600円 | 181440円 |
| 33 | 22 年 4 月 3 日 | 129600円 | 168480円 |
| 34 | 22 年 5 月 3 日 | 129600円 | 155520円 |
| 35 | 22 年 6 月 3 日 | 129600円 | 142560円 |
| 36 | 22 年 7 月 3 日 | 129600円 | 129600円 |

| お支払回数 | お支払年・月・日 | お支払金額 | お支払後の残高 |
|-------|---------------|---------|---------|
| 37 | 22 年 8 月 3 日 | 129600円 | 116640円 |
| 38 | 22 年 9 月 3 日 | 129600円 | 103680円 |
| 39 | 22 年 10 月 3 日 | 129600円 | 90720円 |
| 40 | 22 年 11 月 3 日 | 129600円 | 77760円 |
| 41 | 22 年 12 月 3 日 | 129600円 | 64800円 |
| 42 | 23 年 1 月 3 日 | 129600円 | 51840円 |
| 43 | 23 年 2 月 3 日 | 129600円 | 38880円 |
| 44 | 23 年 3 月 3 日 | 129600円 | 25920円 |
| 45 | 23 年 4 月 3 日 | 129600円 | 12960円 |
| 46 | 23 年 5 月 3 日 | 129600円 | 0円 |

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。